大潟村奨学金奨学生募集要項

大潟村教育委員会

大潟村では、高校や大学で学業に励む方を応援するために奨学金を無利子で貸与します。

ついては、奨学生を次のとおり募集します。

１．申請受付期間

　令和6年1月10日(水)～令和6年2月9日(金)

２．貸与の要件

奨学金の貸与を希望する方は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。

(1)　就学のために貸与を希望する者

(2)　経済的理由により貸与を希望する者

(3)　保護者が大潟村に在住している者

(4)　将来確実に奨学金を返還できる見込みがある者

３．貸与の金額

　奨学金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とします。

(1)　高等学校、高等専門学校(1～3年生)、専修学校(高等課程)及びこれらに準ずる学校に在学する者　月額20,000円以内

(2)　大学院、大学、短期大学、高等専門学校(4･5年生)、専門学校及びこれらに準ずる学校に在学する者　月額50,000円以内

(3)　前号の該当者が入学初年度に限り加算して貸与を受けることができる一時金(以下｢入学一時金｣という。)　1,000,000円以内

４．貸与の期間等

奨学金の貸与の期間は、奨学生が在学する正規の修学期間とします。

奨学金は、4月から7月分までを4月に、8月から11月分までを8月に、12月から3月分までを12月に奨学生に交付します。なお、本人名義の口座へ振り込みにより貸与します。

５．連帯保証人

　　申請者は、連帯保証人を1人立てる必要があります。なお連帯保証人は、申請者と生計を一にし、且つ大潟村在住の保護者とします。

６．申請から貸与まで

　　申請期間内に、必要書類(裏面参照)を揃えて申請してください。その後「大潟村奨学金貸与選考委員会」で審査・選考し、結果（貸与の可否）を文書で通知します。貸与決定の通知を受けた方は、15日以内に奨学金貸与契約書を締結します。

月額貸与については、4月から振込みます。入学一時金については、入学を希望する学校の合格通知（写）及び入学予定者の誓約書（様式第４号）の提出を確認次第、後速やかに振込みます。

７．奨学金の返還について

貸与期間の終了後6ヶ月間の据置き期間ののち、貸与月数の3倍の期間で返還するものとします。ただし、月額貸与に加えて入学一時金の貸与を受けている者は、24ヶ月を加算できるものとします。また、入学一時金のみ貸与を受けた者は、貸与期間の終了後6ヶ月間の据置き期間ののち、48ヶ月以内に返還するものとします。

月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で返還するものとします。

８．申請時の提出書類等

　申請にあたっては、次の書類を全て提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 留意点等 |
| ① | 奨学金貸与申請書（様式第１号） | 申請者と連帯保証人および同一世帯員の個人情報に関する取扱いについて、同意する内容になっていますのでご確認ください。 |
| ② | 連帯保証人調書（様式第２号） | 連帯保証人としての資力が十分か（奨学生が返還できない時に、連帯保証人が返還できるか）を審査する資料となりますので、漏れの無いよう記入してください。 |
| ③ | 申請書の住民票謄本 | 本籍、続柄及び世帯主を省略しないもの。※世帯分離している同居家族の分も含みます。 |
| ④ | 世帯全員の所得を証明する書類 | 所得証明書、非課税証明書、等 |
| ⑤ | 在学証明書 | 入学前の場合は、入学後１ヶ月以内に提出してください。 |

９．その他

村ホームページからダウンロードできる「大潟村奨学金貸与規則」を熟読のうえ、不明点があれば大潟村教育委員会にご連絡ください。

問合せ

大潟村教育委員会

TEL:0185-45-2611